

令和2年第3回宮崎市議会（6月定例会）

提出案件一覧

1 件数

議案	14	件
報告	9	件
合計	23	件

2 内訳

(1) 議案（14件）

- ① 令和2年度補正予算案（1件） ⇒ 議案第101号
- ② 工事請負契約の締結（1件） ⇒ 議案第102号
- ③ 議決事項の一部変更（1件） ⇒ 議案第103号
- ④ 工事委託契約の締結（1件） ⇒ 議案第104号
- ⑤ 特定事業契約の締結（1件） ⇒ 議案第105号
- ⑥ 財産の取得（3件） ⇒ 議案第106号～議案第108号
- ⑦ 条例案（6件） ⇒ 議案第109号～議案第114号

(2) 報告（9件）

- ① 令和元年度繰越計算書（7件） ⇒ 報告第4号～報告第10号
- ② 経営状況の報告（1件） ⇒ 報告第11号
- ③ 専決処分の報告（1件） ⇒ 報告第12号
 - ・ 和解及び損害賠償の額を定めること（1件）

3 議案の概要

令和2年度補正予算案（1件）

《一般会計》

議案第101号 令和2年度宮崎市一般会計補正予算（第5号）案

【財政課（予算担当課）】

別添「令和2年度6月補正予算案概要」のとおり

◇提案理由

工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出するもの。

◇工事名

生目地域複合型施設新築工事のうち建築主体工事

◇工事概要

- 1 工事内容 生目地域複合型施設新築工事における建築主体工事（電気設備工事、空調設備工事、給排水設備工事及び外構工事を除く）。
鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建て
延べ面積1,947.30㎡
- 2 工事場所 宮崎市大字浮田3000番1、3018番2
- 3 完成期限 令和3年10月20日

◇契約の方法

条件付一般競争入札

◇契約の金額

629,200,000円

◇契約の相手方

志多・あなぶき・水野特定建設工事共同企業体

議案第103号 「工事請負契約の締結について（令和元年度昭和通線（小戸之橋）取付道路整備工事（但し橋梁工）」の議決事項の一部変更について

【契約課（市街地整備課）】

◇提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決された事項の一部を変更するため、本案を提出するもの。

◇変更事項

「3 契約の金額 232,100,000円」を
「3 契約の金額 256,902,668円」に変更する。
(24,802,668円の増額)

◇変更理由

・施工地域区分適正化について

受注者による契約約款第18条に基づく設計照査の結果、設計書に示す施工条件が現場の施工条件と一致していないことが確認されたことから、契約約款第19条に基づき、施工地域区分を変更する必要性が生じたため。

・施工上必要となる費用計上について

当初、市が発注した工事設計については、仕様書に基づき、見積業者及び資材単価調査業者による単価等を採用していたが、受注者による照査の結果、設計の内容を反映していない項目がある事が判明したことから、不足する費用を追加する必要性が生じたため。

・新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言による工事一時中止について

本工事における地盤改良工は県外業者による施工を予定していたが、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を受けて、受注者に対し、県外業者立ち入りの自粛について協議を行ったところ、工事を一時中止する判断となったことから、一時中止に伴う追加費用を計上する必要性が生じたため。

※（参考）議決内容

当初契約議案：工事請負契約の締結（令和元年12月定例会 議案第209号）

- | | | |
|---|--------|---------------------------|
| 1 | 工事名 | 昭和通線（小戸之橋）取付道路整備工事（但し橋梁工） |
| 2 | 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 232,100,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 志多・旭洋特定建設工事共同企業体 |

◇提案理由

工事委託契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出するもの。

◇契約の目的

宮崎市佐土原地域福祉センター等ESCO事業委託

◇委託概要①

- 1 委託内容 給湯ボイラー更新、給湯ソーラーシステム新設、空調設備更新、ガス給湯器設置、照明のLED化、中央監視装置の更新等
- 2 委託場所 宮崎市佐土原地域福祉センター（宮崎市佐土原町東上那珂12948番地1）
- 3 履行期限 令和3年3月31日

◇委託概要②

- 1 委託内容 給湯ソーラーシステム新設
- 2 委託場所 宮崎市田野総合福祉館（宮崎市田野町甲2848番地1）
- 3 履行期限 令和3年3月31日

◇委託概要③

- 1 委託内容 省エネルギー及びコスト削減の達成に向けたESCO設備の維持管理等
- 2 委託場所 宮崎市佐土原地域福祉センター及び宮崎市田野総合福祉館
- 3 履行期間 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

◇契約の方法

随意契約（公募型プロポーザル方式）

◇契約の金額

423,379,000円

◇契約の相手方

宮崎市佐土原地域福祉センター等ESCO事業共同グループ

◇提案理由

特定事業契約の締結について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により、本案を提出するもの。

◇契約の目的

宮崎市立小学校空調設備整備等PFI事業

◇契約の方法

随意契約（公募型プロポーザル方式）

◇契約の金額

2,430,829,971円

◇契約の相手方

株式会社宮崎学校空調パートナー

◇事業の概要

1 主な内容

本事業を実施する事業者が、PFI-BTO方式により、対象校30校の普通教室等における新規設備の設計、施工、工事監理、所有権の移転、維持管理、移設等及び管理諸室等における既存設備の維持管理並びにこれらに付随し、関連するすべての業務及び対象校との調整を行うもの。

2 契約期間 事業契約の締結日（議決日）から令和16年3月31日まで

◇提案理由

土地の買収について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案を提出するもの。

◇概要

宮崎西インターチェンジ周辺防災支援拠点整備事業に伴い、平成26年度から宮崎市土地開発公社が先行取得した土地の買戻しを行うもの。

◇土地の所在地

宮崎市大字柏原561番5ほか228筆

◇土地の種別

山林ほか

◇土地の面積

136,632.52㎡

◇買収の方法

随意契約

◇買収予定価格

3,607,249,105円

◇買収の相手方

宮崎市土地開発公社

◇提案理由

車両の購入について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案を提出するもの。

◇取得する財産 水槽付消防ポンプ自動車1台(南消防署中部出張所)

◇主な仕様

- 1 シャシ 最新年度消防検定合格シャシ
- 2 乗車定員 6名
- 3 エンジン ディーゼルエンジン
- 4 駆動方式 4輪駆動

◇契約の方法

指名競争入札

◇契約の金額

46,860,000円

◇契約の相手方

宮崎ラビットポンプ有限会社

◇提案理由

車両の購入について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案を提出するもの。

◇取得する財産 高規格救急自動車2台(南消防署及び南消防署南部出張所)

◇主な仕様

- 1 乗車定員 7名
- 2 エンジン ガソリンエンジン
- 3 駆動方式 4輪駆動

◇契約の方法

指名競争入札

◇契約の金額

40,260,000円

◇契約の相手方

宮崎トヨタ自動車株式会社

議案第109号から議案第114号まで 条例案（6件）

議案第109号 宮崎市税条例の一部改正について

【納税管理課】

◇提案理由

地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容

令和2年度税制改正による地方税法等の改正（令和2年3月31日公布、同年4月1日施行）に伴い所要の改正を行う。

1 個人住民税の人的非課税措置の見直し（第25条）

個人住民税の人的非課税措置の対象者のうち、寡婦、寡夫及び単身児童扶養者について、下記2の対応を踏まえた見直しを行い、寡婦及びひとり親を対象とする。

2 個人住民税の所得控除の見直し（第34条の2）

全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するため、以下の措置を講じる。

- (1) 婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（前年の総所得金額等が48万円以下）を有する単身者について、同一の「ひとり親控除」（控除額30万円）を適用する。
- (2) (1)以外の寡婦については、引き続き「寡婦控除」（控除額26万円）を適用する。
- (3) (1)・(2)に同一の所得制限（前年の合計所得金額が500万円以下）を設ける。

3 軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し（第96条）

軽量な葉巻たばこ（1本当たりの重量が1グラム未満）について、課税方式を重量比例課税から本数課税に見直し、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算（最低税率の設定）して課税する措置を講じる。

なお、令和3年9月30日までは、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこに限り、本数課税方式を適用する。

◇施行期日

公布の日（一部については、令和2年10月1日、令和3年1月1日、令和3年10月1日、令和4年4月1日。経過措置の規定あり。）

◇提案理由

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るための地方税法の改正（令和 2 年 4 月 30 日公布・施行）に伴い、以下の改正を行う。

1 先端設備等に係る固定資産税の特例措置の拡充（附則第 10 条の 2）

中小事業者等が生産性向上のために新たに投資した先端設備等に係る固定資産税の特例の適用対象に、事業用家屋及び構築物を追加する。

2 軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長（附則第 15 条の 2）

消費税率引上げに伴う対応として、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までに軽自動車を取得した場合、環境性能割の税率を 1%軽減する措置（臨時的軽減）をとっているが、その適用期間を 6 か月延長し、令和 3 年 3 月 31 日までに取得したものを対象とする。

3 寄附金税額控除の特例（附則第 18 条の 7）

市長が指定するイベントの中止等により生じた払戻請求権を放棄した場合に、その放棄した金額（上限 20 万円）を寄附金税額控除の対象とする。

4 住宅ローン控除の適用要件の弾力化に伴う特例（附則第 18 条の 8）

消費税率引上げに伴う対応として、消費税率 10%が適用される住宅取得等について、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までに居住開始した場合、住宅ローン控除の期間を 3 年間延長（10 年から 13 年）する措置がとられたが、新型コロナウイルス感染症等の影響により令和 2 年 12 月 31 日までに入居できない場合でも、国税における対応に合わせ、一定の要件を満たせば、控除期間を 13 年とする。

◇施行期日

公布の日（ただし、3 及び 4 は、令和 3 年 1 月 1 日）

議案第 1 1 1 号 宮崎市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について

【納税管理課】

◇提案理由

地方税法の改正に伴い、所要の改正を行う等のため。

◇主な内容

1 延滞金の割合の特例の改正（附則第 4 項）

令和 2 年度税制改正による地方税法の改正に伴い、地方税の延滞金の特例割合の計算に用いられる「特例基準割合」が「延滞金特例基準割合」に名称変更されることから、地方税法の改正に合わせて所要の改正を行う。

・延滞金の特例割合

	現行	変更後
延滞金 （納期限から 1 か月超）	「特例基準割合（平均貸付割合＋1%）」＋7.3%	「延滞金特例基準割合（平均貸付割合＋1%）」＋7.3%
延滞金 （納期限から 1 か月以内）	「特例基準割合（平均貸付割合＋1%）」＋1%	「延滞金特例基準割合（平均貸付割合＋1%）」＋1%

◇施行期日

令和 3 年 1 月 1 日（経過措置の規定あり）

議案第 1 1 2 号 宮崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

【教育委員会 生涯学習課】

◇提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容

放課後児童健全育成事業所に置くべき放課後児童支援員の資格に係る基準に、中核市の長が行う研修を終了したものを追加する。（第10条）

◇施行期日

公布の日

議案第 1 1 3 号 宮崎市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について

【障がい福祉課】

◇提案理由

重度心身障害者の入院以外に係る医療費の助成方法について、現物給付を可能にする等のため。

◇主な内容

1 助成額の見直し（第6条）

受給者が保険医療機関等において保険給付を受けた場合、保険医療機関等で負担すべき額（以下「一部負担金」という。）から以下の額を控除した額を助成する。

- ・入院の場合 1人月額1,000円
- ・入院以外の場合 診療報酬明細書等1通につき500円

※ 受給者が20歳未満の場合又は薬局において保険給付を受けた場合は、一部負担金の全額を助成する。

2 支給方法の見直し（第7条）

入院に係る医療費の助成の際に実施している現物給付方式（市から保険医療機関等へ医療費を直接支払う方式）を、入院以外のものにも適用する。

◇施行期日

令和2年8月1日（経過措置の規定あり）

議案第 1 1 4 号 宮崎広域都市計画事業東部第2土地区画整理事業施行条例等の一部改正について

【区画整理課】

◇提案理由

土地区画整理法施行令の改正に伴い、清算金を分割徴収する場合に付すべき利子の利率の改定を行うため。

◇主な内容

清算金を分割徴収する場合に付する利子の利率を、「年6パーセント」から「法定利率」（令和5年3月31日までの法定利率は、年3パーセント）に改める。

◇施行期日

公布の日

4 報告の概要

報告第4号 令和元年度宮崎市継続費繰越計算書

【財政課】

◇概要

地方自治法施行令第145条第1項の規定による継続費の繰越しについて、同項の規定により議会に報告するもの。

◇事業名・繰越額等

(単位：円)

会計名	事業名	継続費 の総額	令和元年度 継続費 予算現額	支出済額 及び 支出見込額	翌年度 繰越額
一般会計	佐土原一般廃棄 物埋立処理場再 構築事業	500,000,000	220,000,000	71,209,600	148,790,400

報告第5号 令和元年度宮崎市繰越明許費繰越計算書

【財政課】

◇概要

地方自治法施行令第146条第2項の規定による繰越明許費の繰越しについて、同項の規定により議会に報告するもの。

◇事業名・繰越額等

(単位：円)

会計名	主な事業名	繰越明許予算額 (事業数)	翌年度繰越額 (事業数)
一般会計	昭和通線(小戸之橋架替え)整備 事業 学校ICT環境整備促進事業 道路新設改良事業	7,442,008,000 (54事業)	5,909,965,020 (50事業)
公営住宅建設資金 特別会計	公営住宅ストック総合改善事業	14,678,000 (1事業)	6,600,000 (1事業)
宅地造成事業 特別会計	東部第二土地区画整理事業	153,000,000 (1事業)	115,841,401 (1事業)
合計		7,609,686,000 (56事業)	6,032,406,421 (52事業)

◇概要

地方自治法施行令第150条第3項の規定による事故繰越しについて、同項の規定により議会に報告するもの。

◇事業名・繰越額等

(単位：円)

会計名	款／項	事業名	支出負担 行為額	支出 未済額	翌年度 繰越額
一般会計	15 総務費 10 総務管理費	新聞・テレビ・ ラジオ等による 広報費	466,290	466,290	466,290
	20 民生費 15 児童福祉費	特別支援児受 入促進事業	30,693,000	16,915,000	16,915,000
	20 民生費 15 児童福祉費	児童館・児童セ ンター運営事 業	249,700	249,700	249,700
	35 農林水産業費 10 農業費	農業水路等長 寿命化・防災減 災事業（田野）	4,102,057	4,102,057	4,102,057
	50 消防費 10 消防費	消防団風水害 安全対策事業	13,563,000	13,563,000	13,563,000
公営住宅建 設資金特別 会計	10 住宅費 15 公営住宅建設費	恒久地区団地 建替事業	3,608,000	3,608,000	3,608,000

◇繰越理由

新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和元年度中の完了が困難となったため。

報告第7号 令和元年度宮崎市水道事業会計継続費繰越計算書【上下水道局 管理部 財務課】

◇概要

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定による継続費の繰越しについて、同項の規定により議会に報告するもの。

◇事業名・繰越額等

(単位：円)

款/項	事業名	継続費 の総額	令和元年度 継続費 予算現額	支払義務 発生(見込)額	翌年度 繰越繰越額
1 水道事業資本的 支出 1 建設改良費	下北方浄水場新系浄水施設整備事業	5,000,000,000	2,047,662,000	1,078,954,722	968,707,278
	下北方浄水場脱水処理施設整備事業	1,877,000,000	8,500,000	0	8,500,000
	幹線管路耐震化事業(導水管整備)	1,450,000,000	326,250,000	137,100,000	189,150,000
合計		8,327,000,000	2,382,412,000	1,216,054,722	1,166,357,278

◇概要

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定による継続費の繰越しについて、同項の規定により議会に報告するもの。

◇事業名・繰越額等

(単位：円)

款／項	事業名	継続費 の総額	令和元年度 継続費 予算現額	支払義務 発生(見込)額	翌年度 繰越繰越額
1 下水道 事業資本 的支出 1 建設改 良費	大淀処理場 沈砂池機械 設備改築事 業	216,583,000	85,983,000	43,898,000	42,085,000
	大淀処理場 管理本館受 変電設備改 築事業	256,250,000	77,132,000	35,000,000	42,132,000
	大淀処理場 沈砂池外電 気設備改築 事業	255,225,000	51,807,000	26,900,000	24,907,000
	櫛中継ポン プ場流入ゲ ート改築事 業	27,388,000	20,185,000	7,430,000	12,755,000
	櫛中継ポン プ場電気計 装設備改築 事業	363,270,000	99,100,000	45,000,000	54,100,000
合計		1,118,716,000	334,207,000	158,228,000	175,979,000

報告第9号 令和元年度宮崎市水道事業会計予算繰越計算書 【上下水道局 管理部 財務課】

◇概要

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による営業費用及び建設改良費の事故繰越しについて、同条第3項の規定により議会に報告するもの。

◇事業名・繰越額等

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による営業費用及び建設改良費の事故繰越額 (単位：円)

款/項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1 水道事業費用 1 営業費用	北中2号線配水管布設替工事	2,756,495	0	2,756,495
1 水道事業資本的支出 1 建設改良費		3,821,505	2,500,000	1,321,505
1 水道事業費用 1 営業費用	佐土原導送配水管撤去工事(但し潜水橋撤去工)	62,590,000	25,000,000	37,590,000
合計		69,168,000	27,500,000	41,668,000

報告第10号 令和元年度宮崎市公共下水道事業会計予算繰越計算書

【上下水道局 管理部 財務課】

◇概要

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越しについて、同条第3項の規定により議会に報告するもの。

◇事業名・繰越額等

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額 (単位：円)

款/項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1 下水道事業資本的支出 1 建設改良費	大塚地区下水道管布設工事(1-1工区)外69件	2,009,213,344	603,001,600	1,406,211,744

報告第11号 宮崎市土地開発公社の経営状況について

【管財課】

◇概要

宮崎市土地開発公社の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するもの。

◇報告書類

- 1 令和元年度宮崎市土地開発公社事業報告書及び決算書
- 2 令和2年度宮崎市土地開発公社事業計画書及び予算書

報告第12号 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定による専決処分について、議会に報告するもの。

(1) 和解及び損害賠償の額を定めることに係る専決処分（公用車運転中の事故）

報告第12号 専決処分の報告について

【消防局 警防課】

《事故の概要》	緊急用務のため運転中の市の救急自動車相手方の普通自動車に衝突し、双方の車両破損が生じた。
《事故発生日》	令和元年12月28日
《事故の場所》	宮崎市吉村町南田甲1056番地1西側道路上
《損害賠償額》	車両損害に係る賠償 541,448円（相手方が市に対し）
《過失の割合》	市15%、相手方85%